

# 新潟県土地利用計画(案)の概要

この計画は国土利用計画(県計画)と新潟県土地利用基本計画を併合し、今後10年間を見据え、県土をどのように保全し、有効に活用していくか目指すべき方向を定めたものです。

## 県土利用の諸課題

### 人口減少に伴う県土管理水準の低下

- ・ 空き家や空き地、荒廃農地の増加

### 経済を取り巻く環境の変化

- ・ 中心市街地の空洞化や工場跡地の低未利用化

### 災害に対して脆弱な県土

- ・ 気候変動に伴う水害・土砂災害の頻発化の懸念
- ・ 地震・津波への備え

### 自然環境保護や地球温暖化対策等の要請

- ・ 自然環境や景観の悪化、温室効果ガスの増加

## 県土利用の基本構想

### 適切な県土管理を実現するための土地利用

- ・ 都市・地域の拠点形成の推進及び拠点地域間のネットワークの整備  
《コンパクト+ネットワークの推進》
- ・ 荒廃農地の発生防止や自然環境への再生

### 地域経済の持続的な発展のための土地利用

- ・ 都市や地域の拠点等への諸施設の集約、交通体系整備に必要な用地の確保
- ・ 大規模集客施設の適正な立地
- ・ 担い手への農地集積や農業基盤整備

### 災害に強い安全・安心な県土に向けた土地利用

- ・ 公共事業の実施によるハード対策の推進
- ・ 防災情報の提供等を通じ、災害リスクの高い区域での都市的利用への転換を抑制

### 自然環境との共生、地球温暖化の防止に向けた土地利用

- ・ 国立公園等の保全
- ・ 森林の整備による温室効果ガス吸収源対策
- ・ 廃棄物の適正処理のために必要な用地の確保

## 基本構想、目標を達成するための措置

- ・ 空き家の除却及び移住等の活用に対する支援
- ・ コンパクトな都市づくり（既成市街地の整備推進）
- ・ 交通ネットワークの構築
- ・ 低未利用地の防災用地等としての活用
- ・ 農地から都市的土地利用への無秩序な転換の抑制
- ・ 国土利用計画（市町村計画）による計画的な土地利用

- ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策
- ・ 道路、橋梁等の公共施設の長寿命化対策の推進

- ・ 都市や農村の優れたまちなみ等の景観の維持
- ・ 貴重な自然環境を形成している地区等の保全
- ・ 河川区域を憩いの場として活用、生態系ネットワーク形成の拠点としての水辺環境の保全

## 利用区分別の規模の目標

(単位: km<sup>2</sup>、%)

区分	平成24年 (2012年)	平成37年 (2025年)	構成比		
			平成24年	平成37年	
農地	1,731	1,720	13.8	13.7	
森林	8,569	8,569	68.1	68.1	
原野等	58	50	0.5	0.4	
水面・河川・水路	465	469	3.7	3.7	
道路	445	462	3.5	3.7	
宅地	545	546	4.3	4.3	
内訳	住宅地	310	312	2.5	2.5
	工業用地	36	33	0.3	0.3
	その他の宅地	199	201	1.6	1.6
その他	771	768	6.1	6.1	
合計	12,584	12,584	100.0	100.0	
市街地 (人口集中地区)	233	221	1.9	1.8	

- (1) 平成24年の利用区分別の面積は、用地・土地利用課の調べによる。  
 (2) 平成24年の市街地面積は、平成22年国勢調査における人口集中地区の面積である。

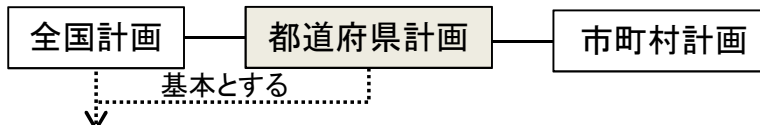
## 国土利用計画法の体系

### 目的

国土利用計画の策定、土地利用基本計画の作成その他土地利用を調整するための措置を講じることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図る。(第1条)

### 国土利用計画

国土の利用に関する基本構想、利用目的に応じた区分ごとの規模の目標を定める。



### 土地利用基本計画

個別規制法に基づく計画・規制を総合調整

土地利用の基本方向 (5地域区分)	個別規制法	
	①都市地域	①都市計画法(建築・開発行為の規制等)
②農業地域	②農振法(農地転用の規制等)	
③森林地域	③森林法(保安林、林地開発の規制等)	
④自然公園地域	④自然公園法(開発行為の規制等)	
⑤自然保全地域	⑤自然環境保全法(開発行為の規制等)	
土地利用の調整等に関する事項	※具体的な開発等は個別規制法を通じて規制	